第四十二条の二、第四十五条及び第四十七条第二項	第四十条の二	犯罪収益移転防止法第十九条の二十六
第四十二条の二第一号	不作為	不作為（犯罪収益移転防止法第四章の二第二節又は同節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定による申請に対して何らの裁定等をもしないことをいう。第四号において同じ。）
第四十二条の二第四号	審査の申立てに係る不作為が検察庁の長によるものである場合において、その	審査の
第四十三条	第十二条の	犯罪収益移転防止法第十九条の十六において準用する第十二条の
	第四十二条第一項各号及び前条各号	第四十二条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）及び前条各号（第三号を除く。）
	第十二条中「検察官」とあるのは「検察庁の長」と、同条第二項	犯罪収益移転防止法第十九条の十六において準用する第十二条第二項
第四十四条	第三十八条第一項から第五項まで	第三十八条
	（被害回復給付金	（特定被害回復給付金
	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条第一項に	犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項に
	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条第一項第一号に掲げる処分又は同項第二号	犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項第二号
	法務省令で定めるところにより、当該処分又は決定が取り消され、又は変更された	警察庁長官に対し、当該決定が取り消され、又は変更された旨を公告することを求めなければならない。この場合において、警察庁長官は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その
第四十七条第一項及び第五項	第四十二条第一項各号	第四十二条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）
第四十七条第一項及び第二項	検察官が所属する検察庁	都道府県公安委員会
第四十七条第二項	第四十二条の二各号	第四十二条の二各号（第三号を除く。）
第四十七条第三項	第十二条第二項	犯罪収益移転防止法第十九条の十六において準用する第十二条第二項
第四十七条第五項	国	都道府県

第三節　雑則

（適用除外）

第十九条の二十八　第十九条の二各号に掲げる特定事業者が行う犯罪利用防止措置用口座等に係る取引については、第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項、第七条第一項並びに第八条第一項の規定は、適用しない。

2　警察官が口座等犯罪利用防止措置又はその準備のために行う行為については、第二十六条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第二項、第三十条第一項及び第二項並びに第三十二条第二項前段の規定は、適用しない。

3　第十九条の二の規定による求めに応じて開設され、又は設定された犯罪利用防止措置用口座等に係る犯罪利用防止措置用通帳等を、同条各号に掲げる特定事業者であって当該開設又は設定を行ったものが警察官に交付し、又は提供する行為については、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定は、適用しない。

4　犯罪利用防止措置用口座等については、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第二章から第四章までの規定は、適用しない。

（国家公安委員会規則への委任）

第十九条の二十九　この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するため必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第二十二条第四項及び第九項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第二十四条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第二十六条第一項中「特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。第三十二条第四項第一号において「に」を削り、「という。）との」を「との」に改め、「（別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号イにおいて同じ。）」を削る。

第二十七条第一項中「第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二条第四項第一号ロにおいて「に」を削り、「という。）との」を「との」に改め、「（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号ロにおいて同じ。）」を削る。

第二十八条第一項中「第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二条第四項第一号において「に」を削り、「という。）との」を「との」に改める。

第二十九条第一項中「特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。以下この項及び第三十二条第四項第一号ハにおいて「に」を削り、「という。）との」を「との」に改め、「（同法第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号ハにおいて同じ。）」を削る。

第三十条第一項中「特定事業者（第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項及び第三十二条第四項第一号ニにおいて「に」を削り、「という。）との」を「との」に改め、「（銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号ニにおいて同じ。）」を削る。

第三十一条第一項中「（資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び次条第四項第一号ホにおいて同じ。）」を削る。

第三十二条第四項第一号中「次のイからホまでに掲げる特定事業者との間における当該イからホまでに定める契約に係る役務及び」及び「又は資金移動業者」を削り、「いう」を「含む」に改め、同号イからホまでを削る。

第三十六条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条を第三十七条とする。